

令和 7 年 5 月 8 日

報道各社 様

連絡先
伊達市
建設部都市政策課
担当：齋藤 智明
電話 024-573-5620

事案名	屋外広告物許可手数料の誤徴収について
発生日時	令和 7 年 5 月 2 日（金） 17 時 30 分頃
発生場所	伊達市役所内（都市政策課）
担当部署（連絡先）	建設部都市政策課都市計画係 024-573-5620
事案の内容	事業者 1 社から申請のあった屋外広告物許可にかかる手数料の算定に誤りがあることが判明した。 本来、照明装置のない広告物として手数料を算定すべきところを、誤って照明装置のある広告物として算定（※）し、誤徴収となった。 ○誤徴収の額 9,600 円（本来の額 6,400 円） ※照明装置のある広告物等に係る手数料の額は、伊達市手数料条例に基づき算定した額に、1.5 を乗じて得た額
初動対応	5 月 7 日に事業者に電話連絡し、本件の説明と謝罪を行った。
今後の対応	事業者に対して、差額分 3,200 円の還付手続きを行う。 今後は、複数の職員によるチェック体制を強化し、再発防止に努める。